魚津市広報

発行所
富山県魚津市役所
編集発行人 髙瀬善一郎
（毎月1日発行）

魚津市荒町
小浜印刷所

定例市議会

国保条例の改正など十一議案を可決

――おもな議案――

定例市議会は、9月26日招集され、会期を五日間と定め、一般会計補正予算など十一議案について審議されましたが、30日、いずれも原案どおり可決されました。

▽**一般会計補正予算**
補正予算総額は、四千百五十三万三千円減額となり、これで予算総額は十一億三千九百九十五万七千円となりました。
歳入では、自然増が見込まれる市民税、固定資産税で千六百九十八万円、地方交付税四百二十万円、県支出金五百六十五万円分担金負担金三百十八万円、財産収入千七百十二万円、諸収入減額八千八百十四万円などが計上されました。
歳出のおもなものは次のとおり
＜総務・民生費＞　市庁舎建設費のうち今年度支出額二千六百五十万円が決まりましたので、当初予算額から七千三百五十万円を減額、保育所措置費の基準改訂にともなう経費四百六十七万円など。
＜農林水産費＞　島尻坪野間農免道路事業千三百万円、長引野、室田ほか四か所の県単土地改良費二百九十五万円、カントリーエレベーター補助百二十万円、家畜市場補助百万円など。
＜土木・消防費＞　市道本江線、馬出一号線、住吉三号線の舗装費百三十八万円、救助船雄山丸のエンジンをデーゼルに更新するための費用二百十五万円など。

▽**国民健康保険条例の改正**
現在、療養に対する給付割合は世帯主七割、世帯員五割となっていますが、昭和41年1月1日から世帯員も七割給付することになりました。これで本人負担はすべて三割となります。
また、外国人については、国民健康保険は適用されていませんが、10月1日から朝鮮の国籍を有する者について適用されることになりました。

▽**簡易水道給水条例の改正**
鉢地区の簡易水道が11月に完成しますので、この水道料金をきめました。一か月の料金は家事学校用十五立方メートルまで四百五十円（超過料金一立方につき三十円）などとなっています。

▽任期満了にともなう教育委員会委員に鈴木慶三氏（真成寺町）人権擁護委員に木下庄作氏（本江）がそれぞれ再任されることになりました。

市県民税　三期分
納期は　10月31日です

国民健康保険

世帯員も七割給付

来年1月1日から

9月定例市議会で、国民健康保険条例が一部改正され、昭和42年1月1日から世帯員の七割給付が実施されることになりました。国民健康保険は、現在世帯主だけが七割給付で、家族は五割給付なのですが、来年からは世帯主、家族とも七割給付されることになります。

これは政府が四か年計画ですすめている、国民健康保険の世帯員七割給付実施期限の昭和43年1月1日にさきがけて、来年から実施しようとするもので、医療費支出からくる家庭経済の圧迫や負担を、少しでも軽くしたいというねらいでもあるわけです。

しかし、給付が拡大されれば当然市が負担する保険給付費もふえることになります。国では世帯員の七割給付実施にともなう国の負担を、いままでの二・五割から四割に引き上げることにしております。

しかし、市でも、できるだけ被保険者の負担が少なくてすむよういろいろ検討しています。

これによって、国民健康保険に加入しておられる被保険者が医師にかかられた場合の医療費は、国が四割、本人が窓口で三割、保険税で三割それぞれ負担することになります。このほか事務費や保険施設費なども保険税や国庫補助金でまかなわれることになっています。

お互いに医療費の負担を少なくするために、いつも自分の健康に注意し、病気の予防につとめることがたいせつです。

また、病気にかかったら早く医師の診察を受け、早めの治療を心掛けましょう。

なお、こんどの条例改正で、従来、国民健康保険から除かれていた朝鮮の人たちも、10月1日から被保険者としての適用を受けることになりました。

人口のうごき

	男	女	計
出生	14	19	33人
死亡	12	9	21人
婚姻			11組

正しい運転・正しい歩行

秋の交通安全運動　11日から

ことしの県下の交通事故は、発生数、死亡・傷害者とも史上最高となっています。なかでも歩行者の事故や飲酒運転による事故がふえております。

秋は行楽の季節で、レクリエーションなどで人々の動きが活発になり、自動車の通行も激しくなるものと予想されます。

このため、10月11日から20日まで「秋の交通安全市民総ぐるみ運動」が実施されますので、次のようなことをお互いに守って、事故のないようにいたしましょう。

▽歩行者は右側通行、安全な道路の横断など、交通道徳をしっかり守る。
▽酒のみ運転、無免許運転、速度の出し過ぎ運転をしない。
▽幼児、児童の路上飛び出し、路上での遊びを絶対しないように注意する。
▽踏切の安全通行の確認を励行する。

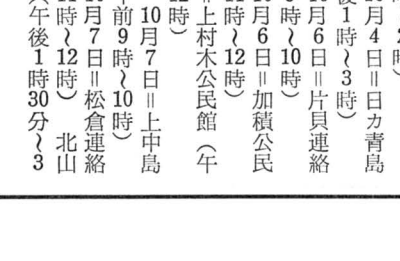

田方町交差点にガードレール

田方町交差点に、このほどガードレールが取り付けられました。

ここは二十二メートル道路と新国道を結ぶ県道とが交差し、最近、交通量が多くなり、歩行者の斜め横断など危険ですので交通安全対策の一つとして、設けられたものです。（写真）

11月1日～3日

美術展

芸術の秋を飾る第六回魚津市美術展は、11月1日から3日まで、市民会館および図書館でひらかれます。市民のみなさんの出品をお待ちしています。

▽出品者の範囲＝本市在住者および出身者とし、出品作品は未発表のもの
▽作品の区分と会場
・一般の部（市民会館）
一部＝日本画　二部＝洋画（油絵、水彩画、版画）　三部＝彫刻、四部＝工芸、五部＝書、六部＝写真、七部＝華道、
・教育の部（図書館）
図画、書道、工作、写真（小、中、高校生）
▽点数＝一人二点以内
▽規格＝日本画、洋画は額を含めて幅二メートル以内。彫刻、工芸は制限なし。書は額またはわく張りで幅一メートル以内。写真は組み写真を除き、四つ切り以上。カラーはプリントとし、六つ切り以上。
▽出品申し込み＝10月22日正午まで教育委員会へ。
出品作品は、所定の出品票をはり、10月31日午前9時から正午まで図書館へ搬入してください。

ひらく

県では、漁業経営体および漁業従事者世帯の実態を明らかにし、水産行政施策の基礎資料を得るために、11月1日現在で水産業基本調査を実施します。

水産行政の資料に

11月1日に水産業基本調査

調査の対象となるのは、内水面漁業を除く漁業経営体および漁業従事者世帯です。調査員が該当世帯を巡回して、面接、聞き取りの方法で調査いたしますので、ご協力をお願いします。

カントリーエレベーターできる

魚津市農協では、農業経営合理化の一つとして、東尾崎地内にカントリーエレベーターの建設をいそいでいましたが、このほど総事業費五千百万円で完成しました。

このカントリーエレベーターは千九百八十平方メートルの敷き地内に、サイロ六基と作業場、機械室、検査室、事務室、変電室が設けられています。高さ二十一メートル、直径六メートルのサイロ一基には、もみ二百二十五トン（玄米三千俵）が入り、六基で千三百五十トン（玄米一万八千俵）貯蔵することができます。

また、ここに入れられたもみを乾燥して処理する量は、一日に、もみの水分二十四％の場合三十一トン、十八％の場合では五十五トンとなっています。

この完成により農家が生もみを出荷すれば、あとは貯蔵、乾燥、処理してくれるわけで、稲作において、労働力のもっとも多く必要とする刈り取りからもみすりまでが近代化されます。

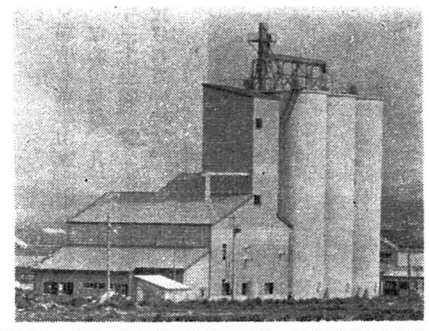

（写真、完成したカントリーエレベーター）

出かせぎに行かれる方へ――

〝就労〟は正しい経路で

最近、出かせぎ労務者が非常にふえてきました。しかし、新聞などで報道されているように、行方不明になったりするものがあっては、困った社会問題です。また労働条件が違っていたり、けがをしても泣きつくところがなくて困っておられる方もあります。こんな人の大部分は、職業安定所の紹介を受けないで、知人や縁故者の紹介で行かれた人が多いようです。

魚津公共職業安定所では、出かせぎの実態を調査して「出かせぎ労務者台帳」をつくっております。出かせぎを希望される方、行かれる方、仕事が終わって帰られた方は、ご面倒でもその都度、職業安定所または農業委員会へご連絡願います。本人が都合の悪いときは代理の方でも結構です。

市職員の採用試験

申し込みは10月24日まで

市職員の採用試験を行ないます。受験希望者は10月24日まで秘書人事課へ申込書を提出してください。

▽受験資格
・学力は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を要します。
・年令は、昭和12年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた人で、男子のみ。
▽人員＝事務職員　五名
▽試験期日と場所＝第一次試験は11月6日（日）午前9時から富山市芝園町、富山中部高等学校で。
くわしいことは秘書人事課へお問い合わせください。

お知らせ

小児まひ

生ワクチンの服用

▽該当者
・昭和40年7月1日から41年6月30日までに生まれた人
・昭和40年2月1日から6月30日までに生まれた人で、まだ二回服用していない人
▽料金＝五十円
▽服用日
・片貝、住吉、加積、道下、天神校下は10月17日（月）大町小学校で
・上中島、上野方、松倉、経田西布施校下は、10月18日（火）市民会館で
・大町、村木、本江校下は、10月19日（水）市民会館で
・三日間のうち都合で受けられなかった人は、24日（月）市民会館で
時間は午後1時～3時まで

百日せき、ジフテリヤ予防接種

第三回目の予防接種日は次のとおり。来春小学校に入学されるお子さんはぜひ受けてください。注射代金は五十円。
・白倉、大町、上中島、道下校下は10月20日
・経田、村木校下は21日
・松倉、天神校下は24日
・本江、加積、西布施、上野方校下は25日
・住吉校下は26日
・片貝校下は27日
場所はそれぞれの小学校で、時間は午後1時～2時です。

住民検診

結核の早期発見を目的に住民検診を行なっていますが、10月の日程は次のとおりです。

なお、三十五才以上の方は血圧測定を、六十五才以上の方は尿の検査を行なうことになっています。

＜加積＞　10月10日＝横枕クラブ（午前10時～12時）　袋荒地宅（午後1時～2時）　加積公民館（午後2時30分～3時30分）
10月26日＝加積公民館（午後1時～3時）
＜道下＞　10月11日＝道下公民館（午前10時～12時）　青島保育園（午後1時～3時）
＜経田＞　10月12日＝立石・西尾磯宅（午前10時～11時30分）　江口倉庫前（午後1時～2時）　持光寺・大徳寺前（午後2時30分～3時30分）
10月27日＝経田連絡所（午後1時～3時）
＜本江＞　10月13日＝大光寺・坂本店前（午前10時～11時）　本江小学校（12時～午後3時）
＜魚津＞　10月14日＝村木小学校（午前10時～午後3時）
10月17日＝大町小学校（午前10時～12時）　村木小学校（午後1時～3時）
＜上中島＞　10月18日＝上中島小学校（午前10時～12時）
＜松倉＞　10月18日＝松倉小学校（午後1時～3時）
＜片貝＞　10月26日＝片貝小学校（午前10時～12時）
＜西布施＞　10月27日＝西布施連絡所（午前10時～12時）

狂犬病予防注射

昭和41年度第二回狂犬病予防注射を行ないます。生後九十一日以上の犬を飼っておられる方は、注射を受けてください。
・料金は一頭につき注射料二百円、注射済票交付手数料六十円で、未登録の犬は登録手数料三百円と印鑑がいります。
・当日は、犬になれた人が連れてきてください。
＜西布施＞　10月3日＝西布施連絡所（午前10時～11時）
＜天神＞　10月3日＝天神小学校（12時～午後1時）
＜経田＞　10月4日＝経田連絡所（午前10時～12時）
10月6日＝江口、江幡三次宅（午後1時～2時）
＜道下＞　10月4日＝日カ青島社宅（午後1時～3時）
＜片貝＞　10月6日＝片貝連絡所（午前9時～10時）
＜加積＞　10月6日＝加積公民館（午前11時～12時）
10月12日＝上村木公民館（午前10時～12時）
＜上中島＞　10月7日＝上中島連絡所（午前9時～10時）
＜松倉＞　10月7日＝松倉連絡所（午前11時～12時）　北山池上旅館（午後1時30分～3時）
＜村木＞　10月12日＝村木小学校（午後1時～3時）
＜上野方＞　10月13日＝上野方連絡所（午前9時～10時）
＜住吉＞　10月13日＝住吉小学校（午前11時～12時）
＜本江＞　10月13日＝魚津保健所（午後1時～3時）
＜大町＞　10月16日＝市役所（午前10時～午後3時）

永久選挙人名簿が確定

追加登録は3月と9月に

公職選挙法の一部が改正され、ことしから永久選挙人名簿制度になりました。選挙管理委員会では、6月20日現在で選挙人のいっせい調査を実施しましたが、この結果にもとづいて、現在ありました選挙人名簿を修正し、新しく永久選挙人名簿をつくりました。

この名簿は9月30日に確定しましたがこれからは、個人別のカード式名簿として保存することになっています。

ところで、これから名簿を常に正確なものとして行くために、選挙民に課せられた義務として、次のようなことを必らず守ってくださるようお願いします。

▽二十才以上の人で魚津市以外から転入されたとき

・市役所の窓口で、「選挙人名簿登録申出書」を提出してください。

・登録の申し出をする際、前住所地の選挙管理委員会が発行した「選挙人名簿登録の証明書」を申出書といっしょに提出しなければなりません。前住所地の名簿に登録されていない人は、未登録の証明書が必要です。

▽新しく二十才に達した人

市内に在住する人で、二十才に達した人は、その都度申し出をしてください。

受理された申出書は、審査のうえ、毎年3月30日または9月30日で追加登録されます。

▽市内間で住所を移転した人

その都度、住民登録の転居届をしてください。転居届によって名簿を訂正することになっています。

▽市外に転出する人

魚津市の選挙人名簿に登録されている人が、市外に転出する際は、当市の選挙管理委員会で「選挙人名簿登録の証明書」をもらって、転出先の選挙管理委員会へ提出してください。また、登録されていない人も「未登録の証明書」を受けてください。

▽死亡者などのまっ消

死亡者や、他市町村の選挙人名簿に登録された人は、選管でその都度名簿からまっ消することになっています。

ことし追加登録される人

永久選挙人名簿の追加登録は、毎年3月30日または9月30日となっていますが、昭和41年に限り、特例として、登録期日などを変更して処理することになりました。

このため選挙管理委員会では、住民の異動に関する届け出などを資料にして、職権で登録、まっ消することにしていますが、次の事項に該当する方は、申し出をしていただければ、なお結構かと思います。

▽新しく登録する人

・二十才以上で、昭和41年3月22日以降7月11日までに魚津市へ転入された人

・魚津市に住所を有する人で、昭和41年10月1日以降10月10日までに二十才に達する人

・前回登録しなければならない人で、漏れていた人

▽まっ消する人

昭和41年6月21日以降10月10日までに死亡した人、また他市町村の選挙人名簿に登録された人

▽名簿の縦覧期日と場所

10月15日から10月24日まで市役所内、選挙管理委員会事務局

▽登録またはまっ消する日

11月1日

漁業従事者は申請を

海区調整委員選挙名簿を調製

海区漁業調整委員会は、漁業に従事する者の漁業権または、入漁権の行使を適切にし、漁場の使用についての紛争の防止や解決をはかるなど、非常にたいせつな仕事をしている機関です。したがってこの委員は、選挙によって選ばれることになっています。

選挙管理委員会では、10月15日現在で選挙人名簿をつくることにしていますので、選挙資格のある方は、10月20日まで魚津漁業協同組合を通じて申請書を提出してください。

▽選挙資格のある人

市内に住所または事業場を有し昭和42年1月20日で二十才に達する人で、一年に九十日以上漁船を使用する漁業に従事する人

▽名簿縦覧期間

12月5日から十五日間

10月17日は「貯蓄の日」

―生活の合理化などで貯蓄の実践を―

最近、何々の日というのが多くなりました。「貯蓄の日」もその一つですが、とかく見過ごしになりがちの事がらを、再認識するとともに、どうして、この日が定められたか、その目的がどういうものか、よく考えてみることに意義があると思われます。

貯蓄は、自分のためばかりでなく、市民全体のために役立っています。例えば、郵便貯金をとってみますと、郵便局に預けられた貯金は、郵政省でとりまとめ、大蔵省の資金運用部に預託されます。資金運用部では、厚生年金、国民年金などの積立金といっしょに、資金運用部資金として貸し出します。

このお金が、ことしの6月末で五兆円にもなり、政府は、財政投融資計画の一環として、住宅、上下水道、道路、橋、運輸、中小企業振興、農林漁業近代化などに重点をおいて市町村に貸し出しています。

魚津市においても、毎年いろんな事業を行なっておりますが、この財源に税収だけでは、足りませんので、資金運用部より貸し出しを受けられる範囲いっぱいのお金を借りて事業をすすめております。

この一例でもおわかりのように貯蓄は、個々の生活の安定向上に役立つばかりでなく、貯蓄の結果運用される資金は地域社会に大きく貢献しています。

このような役割をはたしている貯蓄をいっそう盛りあげるために10月17日を中心に10月中を貯蓄増強月間としているわけです。

貯蓄を実際に行なうには、消費生活の合理化、家計の計画化のための家計簿の記帳なども必要になりましょうし、季節的収入の支出の配慮も考えなければならないことと思います。

ゆとりある家庭と、豊かな社会を築きあげるために一段と貯蓄の実践につとめましょう。

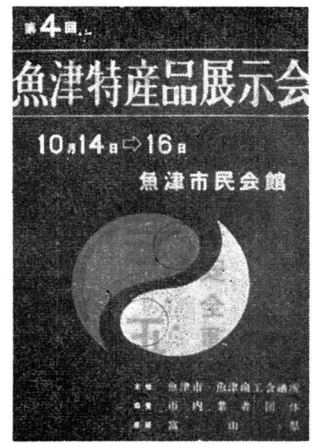

毎日午後9時は「消防の時間」です。おやすみ前にいちど火の元を確認しましょう。

特産品展示会

14日から――

市内の特産品を広く紹介し、その販路の拡張と技術の向上を目的として、第四回魚津特産品展示会がひらかれます。会場では即売もしておりますからご利用ください。

▽＝期間＝10月14日から16日までの三日間、毎日午前10時から午後5時まで

▽会場＝市民会館、図書館

▽展示品＝建具、家具、漆器、仏壇、経木、水産加工品、菓子、観光みやげ品、刃物、メラミン、市内会社の賛助出品

図書館には特価品コーナが設けられます。

川をきれいにしましょう

市街地を流れる川の美化は、海辺の美化と直結しております。川へ捨てたごみが、途中でひっかかり、水があふれたり、海岸に打ちあげられたりして、付近の方々はたいへん迷惑をしておられます。

「この川へごみを捨てると清掃法により罰せられます」とか「この付近にごみを捨てないでください」などと、市、警察署または町内名で、川のふちに立て札があげられているのをご存じでしょう。しかし依然として、心ない人が川へごみを捨てられるため、汚れております。

これからも依然として川へごみを捨てられると、清掃法により警察官から摘発され、罰せられることになります。

私たちの環境を美しくするために、お互いにごみの処理に気をくばり、注意しあって、単なる川へごみを捨てない運動でなく、捨てない良い習慣にまで発展していただきたいものです。

みんなで美しく住みよい町づくりにご協力ください。

農家の方へ…

草を流さないように

農村方面で、雑草を川へ捨てられる方があります。これらの雑草は、相当に多く海に流れ込み、漁業者の網にひっかかり、漁業の大きな妨げになっています。

このようなことが、公害で荒れ勝ちな海をいっそうよごし、漁業者にたいへん迷惑をかけておりますので、草は絶対に川へ流さないようにしてください。

家畜市場

農業センター裏に建設

魚津駅前にある家畜市場は、都市計画にともなって移転することになっていましたが、このほど移転新築が、地方競馬全国協会の畜産振興補助事業に選定され、補助金の交付が決まりました。

このため、東部畜連が主体となって、相の木農業センター裏にやく三千三百平方メートルの敷き地を求め、総事業費やく千三百万円で近代的な家畜市場を建設することになりました。

最近、子豚市場として、重要な位置にある魚津家畜市場が、これで面目を一新することになり、10月下旬の完成がまたれています。

▽場所＝魚津市家畜市場（釈迦堂）

なお、当日、乳牛二十五頭、和牛三十五頭、豚二十頭の参加が予定されています。

富山県畜産共進会
ひらく　11月1日

この家畜市場の完成を記念して11月1日に富山県畜産共進会が行なわれます。出品される家畜は、乳牛二十五頭、和牛三十頭豚三十頭、山羊八頭が予定されています。

畜産共進会　13日

家畜の改良と飼育技術の向上をはかる目的で、第十四回魚津市畜産共進会が次のように開催されます。ふるって参加してください。

▽日時＝10月13日午前9時～11時まで審査、午後1時～3時まで

肉牛せり市

寄付

一万円　村木十七区
　　躰道協会　住田　敏彦
一万円　友道一区　上楽　喜代
（亡夫与一殿のご遺志による）
一万円　新金屋町　池上　要
（亡父豊二殿のご遺志による）
五千円　新金屋町　本多　繁則
（亡母きく殿のご遺志による）
五千円　三山　畠田　甚吉
（亡母とう殿のご遺志による）
＜拾得交付金＞　千円＝南町桝田あけみ　千円＝入善町辻一豊
六百円＝駅前新町岩田正善
いずれも社会福祉援護金として寄付がありました。

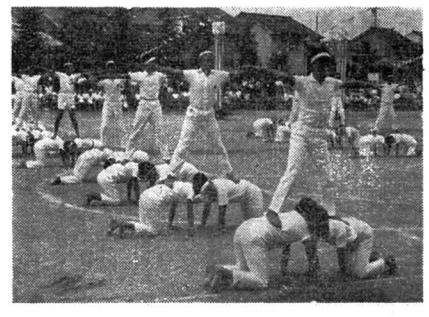

秋空のもと運動会たけなわ

すみきった秋空のもと、小中学校の運動会はいまたけなわ。体操にゲームに、子どもたちは大張り切りです。おうちの人や友だちの声援に、みんな一生懸命、若い力をのばしました。

市内小中学校の運動会と地区の市民運動会の日程は次のとおり。

・片貝小学校＝10月3日（月）
・天神小学校＝10月4日（火）
・東部中学校＝10月5日（水）
・白倉小学校＝10月20日（木）
（そのほかの学校は実施ずみ）

＜地区の市民運動会＞

・道下地区＝10月9日（日）
・上野方、下野方、片貝、加積地区＝10月23日（日）
・松倉地区＝10月30日
・下中島、経田地区は10月中旬、上中島、西布施地区は中止。

写真＝村木小運動会の組立体操

日曜・祝祭日の当番医

9日＝森本医院　②―1253
10日＝朝野医院　②―1112
16日＝青木医院　②―0362
23日＝河内医院　②―3210
30日＝熊西医院　②―0166

雑音電波を追放しよう

雑音は電気器具が普及するにつれ年々ふえています。

10月1日から1か月間「全国雑音一掃運動」が実施されます。雑音でお困りのときは、NHK、民間放送電力会社、ラジオ店などにお申し出でください。

国民年金シリーズ②

二十五年後の年金は？

保険料を二十五年間掛けて、月五千円の老令年金がもらえても、二十五年後には、生活水準や物価があがっていて、五千円では足りなくなることが考えられます。

しかしこの額は、今日の物価や生活水準にみあって定められたもので、二十五年後に支給されるものが月五千円というのではありません。

将来支給される老令年金や母子、障害年金などは、そのときの生活水準の向上や、物価の変動などにみあった額に引き上げられることになります。この点が民間の生命保険などの私的な契約による年金と本質的に違うところです。

私的契約による年金は、当初約束した金額だけよりもらえないのですが、国民年金は、そのときどきの生活水準にみあう金額が支給されることを、法律ではっきり規定され、保障されております。ただ、その将来の年金額がいくらくらいになるかという、はっきりした額は、生活水準や物価の動きがどのようになるか予想できないので無理なわけです。

しかし、戦後のインフレや、その後の生活水準の向上により厚生年金保険や船員保険などの年金額が、たびたび引き上げられている例をみても、よくおわかりのことと思います。

郵便局から……

住みよい郷土づくりに郵便貯金

郵政省では、10月1日から「住みよい郷土をつくるための郵便貯金奨励運動」を実施します。

郵便貯金は、預金者の生活を明るく、豊かなものにするばかりでなく、そのお金は国の財政投融資の重要な資金として、地方公共団体などに貸し出されています。そして住宅や学校、病院、上水道や道路の建設などに使われ、私たちの住みよい町づくりに大きく貢献しています。

昭和40年度末において、魚津市にも、すでに四億九千万円の資金が貸し出されています。

この運動は、市民のみなさんにこれらをよく知っていただき、いっそう郵便貯金の増強をはかろうとするものです。

郵便貯金には、「通常貯金」、「積立貯金」、「定額貯金」がありますが、お手もとに幾らかでも余裕金があれば、市内郵便局のご利用をおすすめいたします。

創業五十周年記念

簡易保険加入運動

簡易保険は、大正5年に誕生してからことしで五十年になります。その契約高は四兆三千億円、資金総額は一兆二千八百億円にのぼっており、これらの資金は地方に還元融資されて、郷土の繁栄に役立っています。

魚津郵便局では、五十周年の意義ある年を迎え、10月から12月までの三か月間、新加入運動を展開しますので、市民のみなさんのご理解あるご協力をお願いします。